

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第21号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	1
告 示	
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	2
○ 平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（同）	2

公布された法令のあらまし

●財務規則の一部を改正する規則（規則第28号）

- 1 財務会計事務の効率化及び事業着手の迅速化を図るため、会計管理者又は出納員への支出負担行為の事前協議を要する委託料等の予定額を引き上げることとした。
- 2 児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当法の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。
- 3 行政組織規則の一部改正に伴い、職名及びかい名について、所要の整備を行うこととした。

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第28号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項第3号中「400万円」を「1,000万円」に改める。

第54条第1項第11号中「及び第2項」を「から第3項まで」に改める。

第55条第1項第12号中「並びに同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項」を「及び同法附則第2条第1項」に改める。

附則第13条中「児童手当法第18条第1項」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第 号）第1条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第18条第1項」に、「児童手当法附則第7条第5項」を「旧児童手当法附則第7条第5項」に、「準用する同法」を「準用する旧児童手当法」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第14条中「児童手当法第18条第1項」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第 号）第1条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第18条第1項」に、「児童手当法附則第7条第5項」を「旧児童手当法附則第7条第5項」に、「準用する同法」を「準用する旧児童手当法」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

別表第1の1の部中「決算・資金係長」を「決算・国費係長」に改め、同表2の部中「県立女性家庭センター」を「女性家庭センター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第453号の2

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

2中 「龍野高等学校
新宮高等学校」 を「龍野高等学校」に改める。



兵庫県告示第453号の3

平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

表部局における予算の執行事務を所掌する課におかれる出納員の項3(4)中「締結するもの」の右に「及び当該借上契約の期間満了に伴い、部局において引き続き借上契約を締結するもの」を加え、同項3に(5)として次のように加える。

(5) 償還金、利子及び割引料並びに役務費（企画県民部企画財政局財政課が所掌する県の起債の償還に係るものに限る。）

表部局における予算の執行事務を所掌する課におかれる出納員の項4を次のように改める。

4 警察本部会計課の出納員にあつては、前3項に掲げる事務のほか、警察本部で支出する次の経費（直接払を要するものを除く。）に係る支出負担行為の確認に関すること。

- (1) 1件100万円未満の物品購入費（備品購入費を除く。）
- (2) 継続して定期的に一定額の支払を要する物品借上料

表教育委員会事務局学事課指定都市教職員給与係長の職にある出納員の項中「児童手当、子ども手当」を「児童手当」に改める。